

(地独) 東京都立産業技術研究センター
2024 年度研究活動の基本方針と不正防止計画

「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターにおける研究費等の取扱いに関する規則」(2019 年 9 月 1 日施行) 第 4 条 2 項にもとづき、2024 年度における研究活動の基本方針と不正防止計画(別紙)を下記のとおり定める。

今後、この方針と計画に基づいて研究活動の不正防止に取り組むとともに、実施状況の検証による不正の発生要因の把握と対応策の検討を進め、不正防止計画の内容について、点検及び評価、並びに必要な見直しを着実に実施する。

記

1 責任体系の明確化

研究費等の運営・管理について、以下の責任者を置き、都産技研内の責任体系の明確化を図る。

最高管理責任者：理事長

統括管理責任者：総務担当理事

コンプライアンス推進責任者：総務部長、多摩テクノプラザ所長

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) 不正防止に関する規則等の整備と適正な運用

研究費等の取扱いに関する規則等の整備と適正な運用を着実に行う。

(2) 不正防止に向けた職員研修及び啓発活動

研究倫理研修(毎年度、全職員受講必須)等の研修及び啓発活動を実施する。

(3) 公的研究費に関するルールの周知徹底

研究開発事業説明会及び科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)説明会を実施し、公的研究費に関するルールの周知徹底を図る。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

防止計画推進部署は、各種監査の結果、業務ヒヤリハット報告、及び通報等の事例の検証にもとづき、不正を発生させる要因について再発防止策を検討し、監事の意見を踏まえて、不正防止計画を策定し実施する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

(1) 計画的な予算執行状況の確認

研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて予算執行の改善を求める。

(2) 換金性の高い物品の管理

科研費において、換金性の高い物品（パソコン等）の購入時には、公的研究費で購入したことを明示する等、適切に管理する。

5 情報の伝達を確保する体制の整備

(1) 通報窓口、通報手続き等をウェブサイトで公表し、周知を図る。

(2) 不正防止計画等の公表

不正防止計画及び研究費等の取扱いに関する規則等をウェブサイトで公表し、不正防止の取り組みに関する積極的な情報発信を行う。

6 モニタリングの充実

防止計画推進部署は、監査実施部署と連携して、通常監査と特別監査を年1回実施する。その際、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的であるリスクアプローチ監査を併せて実施する。

改善を要する事案については直ちに対策を講じ、最高管理責任者に報告する。また、必要に応じて、再発防止策を不正防止計画へ反映させる。

7 不正防止計画の点検・評価

常に研究費に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画についての点検・評価を行い、毎年度見直しを図る。

8 防止計画推進部署

企画部経営企画室が担当する。

附 則

この2024年度研究活動の基本方針と不正防止計画は、2024年4月1日から施行する。